

社会保障制度の国際比較等

- I 年金制度の国際比較
- II 各国の年金制度の概要
- III 医療制度の国際比較
- IV 社会保障協定

2022年12月

株式会社 久保総合研究所

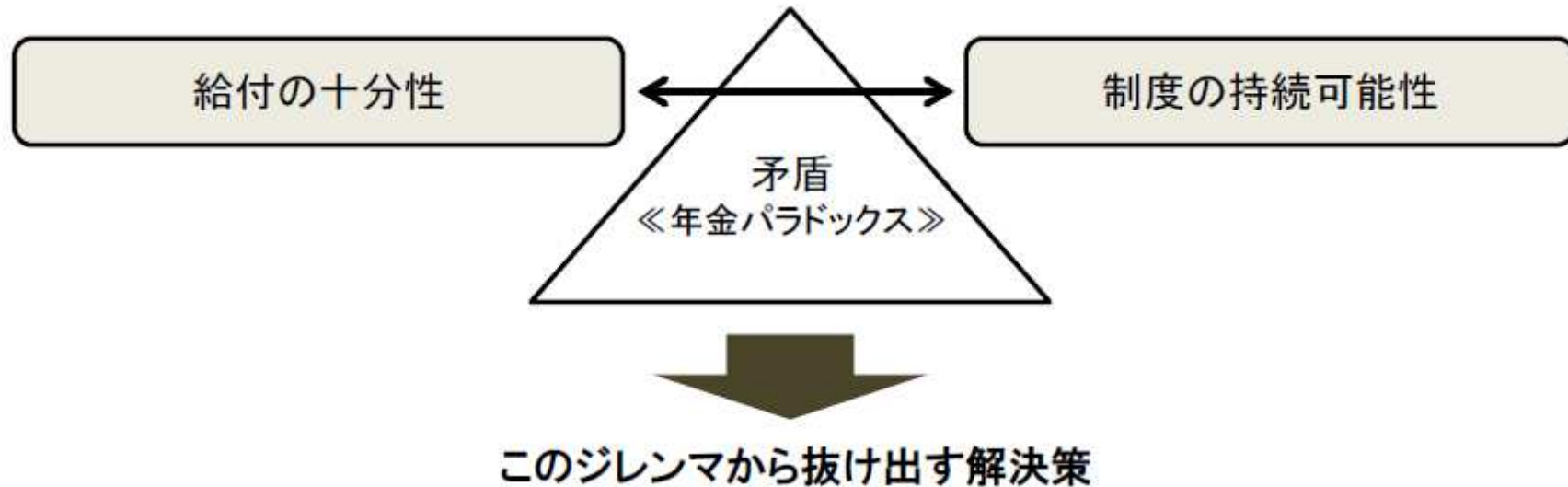
年金数理人 久保知行

(教科書『身につく役立つ社会保障』第14章に対応)

I 年金制度の国際比較

<先進諸国の年金制度に共通する課題>

【OECDの報告書(Pensions at a Glance 2011)が指摘する先進諸国の年金制度に共通する課題】



① 就労期間の長期化

→ 支給開始年齢の引上げ(保険料拠出期間の延長)や早期退職インセンティブの廃止

② 公的年金の支給努力の対象を最も脆弱な人々におく

→ 老後所得保障制度における再分配の実施

③ 公的年金給付の削減を補完する私的年金等の奨励

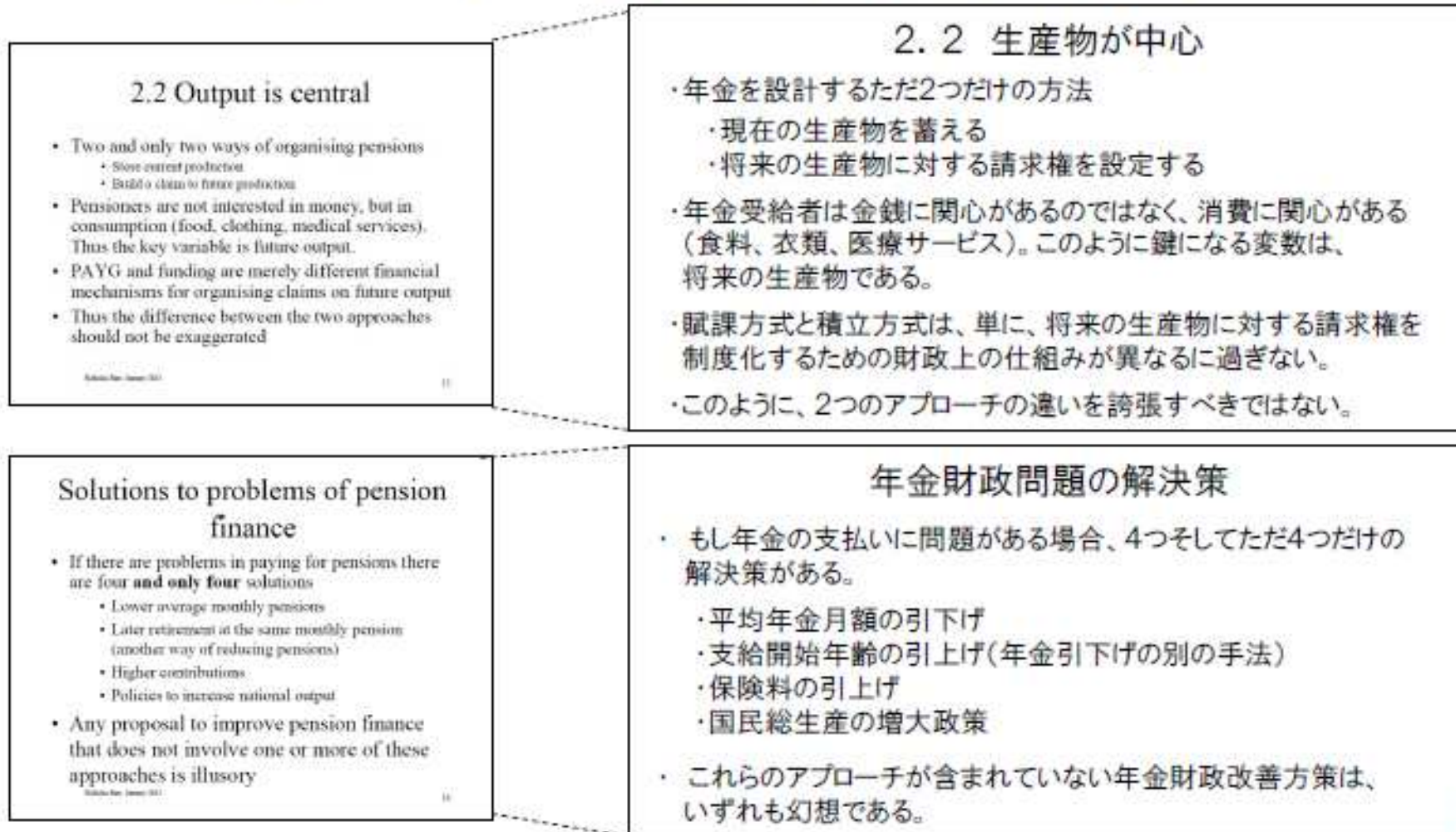
→ 若者や低所得者層に対する私的年金のカバー率の向上

<出所:『諸外国の年金制度の動向について』p2>

<IMF講演資料(1)>

○ IMF主催「世界危機後のアジアにおける財政的に持続可能かつ公平な年金制度の設計(2013年1月9～10日、東京)」におけるニコラス・バー氏の講演資料「適切な年金制度を確保するための公共部門と民間部門の役割 — 理論的考察」から抜粋。

※ ニコラス・バー氏:LSE(ロンドンスクールオブエコノミクス)教授であり、1990年～1992年まで世界銀行のコンサルタント。



<出所:『諸外国の年金制度の動向について』p3>

<IMF講演資料(2)>

Policy implications

- Funding is not an automatic solution to demographic change
- Funding does not necessarily increase growth rates. Funding can increase output if
 - It increases saving in a country with a shortage of savings, or
 - Improves the operation of capital markets, thus improving the allocation of saving to productive investment
 - The evidence suggests that funding can have a beneficial effect, but that effect should not be taken for granted nor its magnitude overstated
 - Funding is only one of the sources of growth

October 2010, January 2011

11

政策的インプリケーション

- 積立方式は、人口構造の変化の問題を自動的に解決するわけではない。
- 積立方式は、必ずしも成長率を増加させない。積立方式が生産を増加させることができるのは、次のような場合である。
 - ある国の貯蓄が不足している状況で貯蓄を増加させるか、または、
 - 資本市場の機能が改善され、より生産性の高い投資につながるように貯蓄の配分が改善される場合
 - 実証分析によると、積立方式には確かに収益をもたらす効果があるが、その効果は常年实现すると認識すべきではないし、その規模を過大評価すべきでもない
 - 積立方式は、成長の源の一つに過ぎない

5 Conclusion

- No single best system for all countries
- Four and only four policies to fix problems of pension finance
- Mistakes to avoid: a country
 - Should not reform prematurely and in haste, but strategically and with a long-term horizon
 - Should not set up a system beyond its capacity to implement
 - Should not introduce a mandatory, earnings-related pension system until it has a robust capacity to keep records accurately over forty+ years
 - Should not introduce mandatory individual funded accounts until it can regulate investment, accumulation and taxation
 - Should not underestimate administrative costs over a long working life
 - Should not underestimate transition costs. Hence should not move towards funding if that risks disrupting fiscal balances
- What really matters
 - Good government
 - Strong growth

October 2010, January 2011

12

5 結論

- 全ての国に対して共通の、単一で最善の制度は無い
- 年金財政問題を処理する政策は、4つで、かつ4つのみ
- 避けるべき誤り: 国は、
 - 部分的にかつ性急に改革すべきではなく、戦略的に長期的視野で改革すべき
 - 実施能力を超えた制度を作るべきではない
 - 40年を超える記録管理を正確に出来る強健な能力を持つまでは、強制的所得比例年金制度を導入すべきではない
 - 投資、蓄積、年金化を適切に規制できるようになるまでは、強制的個人積立勘定を導入すべきではない
 - 長い労働生活にわたる運営コストを過小評価すべきではない
 - 移行のコストを過小評価すべきではなく、それ故、そのリスクが財政制約を超えそうなのであれば、積立方式への移行を図るべきではない
- 本当に重要なことは良い政府と経済成長

<出所:『諸外国の年金制度の動向について』p3>

<公的年金制度を補完する私的年金制度>

- OECDによる各国の年金制度の比較においては、公的年金制度だけでなく、私的年金を社会的な仕組みととらえ、これを含めて比較を行っている。
 - ※ 特に欧州諸国では、労使協約に基づく年金制度など、ほぼ対象者が準強制的に加入する仕組みが普及
- OECDは「持続可能性」と「給付の十分性」のジレンマの解決策の一つとして、公的年金給付の削減を補完する私的年金制度のカバー率の向上等の奨励を提示。

《参考:(OECD: Pensions at a Glance 2017(仮訳))》

『OECD加盟国の所得代替率を比較すると、約半分の加盟国で私的年金が高齢期の所得保障において大きな役割を果たしている。公的年金制度から受ける給付による所得代替率のみではOECD加盟国平均で41%だが、強制・準強制加入(被用者の85%以上をカバー)の私的年金制度からの給付を加えると53%となる。さらに、任意加入(労働人口の40%以上をカバー)の私的年金制度からの給付を加えると59%に上昇する。』

『年金制度も次のような方法で、高齢者所得の不平等解消に重要な役割を果たすことができる——高齢者対象のセーフティネットや、強制加入の年金、私的年金制度の年金、年金クレジットなどをバランス良く組み合わせることによって、すべての退職者の引退後所得を十分な水準にすることを目指すこと』

<出所:『諸外国の年金制度の動向について』p4>

<(参考)OECD諸国の年金の所得代替率について>

- OECDによる報告書では、2016年に20歳で労働市場に参入し、各国の標準的な支給開始年齢(日本:65歳)までの期間を、平均賃金で就労し、保険料を納付し続けた場合の年金の所得代替率が試算されている。(※平均賃金、年金受給額いずれも税・社会保険料控除前)
 - 日本の場合は、2061年(2016年の45年後。マクロ経済スライドによる調整終了後)の所得代替率が試算されている。
 - OECDによる所得代替率の比較は機械的な試算であり、制度の持続可能性を維持するための各国の工夫等(例:日本では必要な給付が長期間にわたり安定的に行えるよう、保険料率の上限を将来にわたって固定し、その範囲で給付を行う仕組みが導入されている)は説明されていないため、単純に各国の年金制度を比較することは難しい点に留意が必要。
 - また、国ごとに制度内容や保険料率、高齢化率等が異なることにも留意が必要。
 【例】・フランス:保険料率(労使計):25.4%(日本の約1.4倍)(※公的年金の所得代替率には、公的年金と一体運用されている私的年金分も計上されている。)
 - ・イタリア:保険料率(労使計):33.0%(日本の約1.9倍)、算出の基礎となる支給開始年齢:71歳
- ※ 日本の財政検証における所得代替率と異なる点は、①単身モデルのため本人分のみで配偶者の基礎年金を含まないこと、②20~64歳まで厚生年金に加入した前提となっていること、③分母となる平均賃金が税・社会保険料控除前であること。

国名	アメリカ	イギリス	カナダ	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	スウェーデン	デンマーク	日本
義務的加入年金の所得代替率	38.3	22.1	41.0	38.2	60.5	83.1	96.9	55.8	86.4	34.6
うち、公的年金	38.3	22.1	41.0	38.2	60.5	83.1	28.7	36.6	14.8	34.6
うち、義務的な私的年金 (被保険者の50%以上を含む)	—	—	—	—	—	—	68.2	19.2	71.6	—
労働人口の40%以上をカバーする任意の私的年金	33.0	30.0	34.2	12.7	—	—	—	—	—	23.1
公的年金の保険料率(2016)	労 6.2% 使 6.2% (自給費と一律徴収)	労 12.0% 使 13.8% (自給費と一律徴収)	労 4.95% 使 4.95%	労 9.35% 使 9.35%	労10.35% 使15.05%	労 9.19% 使23.81%	労 4.9% 使 0.0%	労 7.0% 使 11.4%	労 0.26% 使 0.52%	労8.914% 使8.914%

【前提】○ 経済変数

・ 物価上昇率 2%/年、名目賃金上昇率 3.275%/年(実質賃金上昇率 1.25%/年)、積立方式の実質利益率 3%/年

○ 給付算定ルール

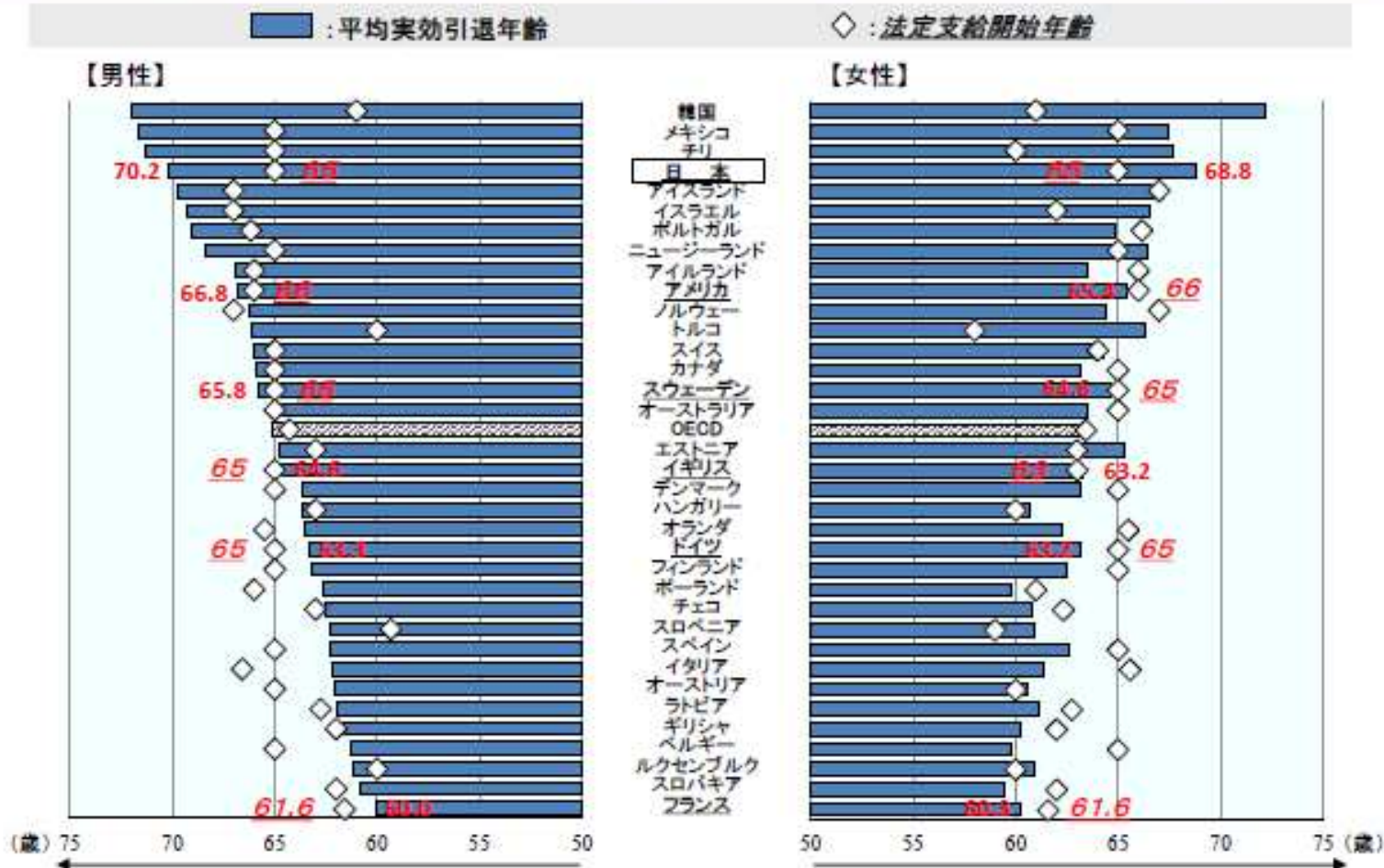
・ 2016年までに法制化された改定を反映。段階的に導入されている制度変更は、施行の初年から導入済みと仮定。

(出所)OECD: Pensions at a Glance 2017

<出所:『諸外国の年金制度の動向について』p5>

<(参考)支給開始年齢と平均実効引退年齢の乖離>

○ ドイツやフランスなど欧州大陸諸国では、減額なく年金を受給できる年齢(法定支給開始年齢)よりも早期に労働市場から引退している。



(資料) OECD「Pensions at a Glance 2017」
 (注) 平均実効引退年齢: 40歳以上の労働者が5年間(2011-2016年)に非労働力化した平均的な年齢
 法定支給開始年齢: 20歳で労働市場に参入した者が公的老年年金を減額なく受給できる年齢(2016年)

<出所:『諸外国の年金制度の動向について』p6>

<諸外国と比較した我が国の年金制度の特徴>

【被保険者(保険料納付義務を負う者)】

- ・ 諸外国(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン。以下同じ)では、いずれも保険料納付義務を負うのは、稼働所得(賃金や事業所得)がある者のみ
- ・ 一方、我が国では現役世代(20~60歳)全員が被保険者となり、保険料納付義務を負う(低所得世帯等は、申請等により納付義務が免除される)

【被用者の年金制度への適用】

- ・ 諸外国では、かなり少額の賃金水準から(又はわずかでも賃金収入があれば)労使で保険料を負担 ※イギリス、フランス、スウェーデンにおいては、使用者が労働者より高い割合の保険料を負担
- ・ 我が国では、20歳以上のすべての者が加入する国民年金制度による皆年金体制を前提としている。被用者年金制度は、労働時間が短い者については被用者性が認められず、適用除外となる

【積立金の水準】

- ・ 諸外国における積立金の水準は、給付費の0~4年分程度で、賦課方式を基本とした財政方式を採用
- ・ 我が国における厚生年金保険の積立金の水準(4.9)は、比較的高い方に属する

<出所:『諸外国の年金制度の動向について』p10>

＜被用者年金制度の適用範囲の現状＞

- 年金制度の適用範囲は、稼働収入のある者に課されるのが一般的。(日本のように無収入の者も強制加入の被保険者として適用している制度設計は例外的。)
- このため、諸外国の年金制度では、わずかでも賃金収入があれば、加入義務(保険料納付義務)が生じる制度設計となっていることが一般的。
- 近年、諸外国では、より多くの就労者が年金制度でカバーされるような改革を行う例がある。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	2階建て 厚生年金保険 国民年金(基礎年金) 全居住者	1階建て 主勤・遺族・障害保険 被用者及び自営業者	1階建て 国家年金 被用者及び自営業者	1階建て 一般年金 被用者及び一部自営業者	1階建て 一般制度 被用者及び自営業者	1階建て 所得に基づく年金 被用者及び自営業者
強制加入対象者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者	被用者及び一部の職業に従事する自営業者(弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
(参考)任意加入対象者	海外居住の日本人及び保険料を納付しなかったことにより老齢給付の受給権を有しない者等	任意加入制度なし	低所得等の理由により保険料を納付しなかった者が、満額受給等のために過去6年分についてのみ任意で追納可能	強制加入でない18歳以上の国内居住者及び海外居住のドイツ人等	無業者及び海外で働くフランス人等	任意加入制度なし
適用条件(2017年)	<ul style="list-style-type: none"> 20～60歳の者は、所得にかかわらず強制加入 1号被保険者は、所得により保険料免除可能 2号被保険者は、原則週30時間以上の労働者 	<ul style="list-style-type: none"> 被用者は、収入の多寡にかかわらず、保険料賦課 自営業者は、年間所得400ドル(約4.5万円)以上であることが要件 	<ul style="list-style-type: none"> 被用者は、週113ポンド(約1.7万円)以上の収入があることが要件 自営業者は、年6025ポンド(約89.8万円)以上の所得が要件 	<ul style="list-style-type: none"> 被用者は、収入の多寡にかかわらず、保険料賦課 被用者の収入が月額€450(約6.0万円)以下の場合、通常より事業主負担分が増加 	<ul style="list-style-type: none"> 就業者は、収入の多寡にかかわらず、保険料賦課 	<ul style="list-style-type: none"> 就業者は、年18,960クローネ(約26.5万円)以上の所得が要件

＜出所:『諸外国の年金制度の動向について』p16＞

<諸外国における公的年金財政等の状況>

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式 一部、積立方式
積立水準	厚生年金 4.9 (2016年度)	OASDI 2.99 (2017年)	国民保険 0.167 (2016年度)	賦課方式を基本 に運営されてお り、積立金はわ ずか	一般年金保険 1.61月分 (2017年)	所得比例年金 4.4 (2016年)
財政見通し期間	概ね100年間	75年間 (短期は10年間)	概ね65年間	概ね55年間	15年間 (短期は5年間)	75年間
財政見通し 作成の間隔	5年に1回	毎年	5年に1回	概ね5年に1回	毎年	毎年
給付と負担の バランスを図る ための仕組み	財源の範囲内で、 給付水準を自動 調整する仕組み (マクロ経済スラ イド)を措置	—	—	—	持続可能係数に より給付水準を 低下させる仕組 を措置	自動財政均衡メ カニズムによる 給付水準調整の 仕組みを措置
支給開始年齢 引上げの状況	男性は2025年度、 女性は2030年度 までに65歳に引 上げ予定(注2)	2027年までに67 歳に引上げ予定	2046年までに68 歳に引上げ予定	2017年までに62 歳に引上げ済	2029年までに67 歳に引上げ予定	—

注1. 各国政府が作成した公的年金の財政報告書等を基に作成したものである。

なお、イギリスの積立水準はGAD資料、ドイツの積立水準は連邦保険庁(Bundesversicherungsamt)資料に基づき、他の国の積立水準は年次報告書を参照して独自に計算を行っている。

注2. 日本における支給開始年齢の引上げは、マクロ経済スライドの仕組みが導入される前に決定された措置であることに留意が必要。

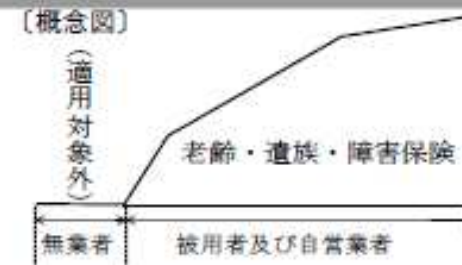
<出所:『諸外国の年金制度の動向について』p25>

II 各国の年金制度の概要

教191

アメリカの年金制度(概要)

※数値は、特に記載がない場合2017年末時点。



● 制度体系

被用者及び自営業者を対象とした一階建ての所得比例年金(社会保険方式)

● 保険料納付義務

- ・ 被用者(サラリーマン・パート労働者・公務員) → 12.4%(労 6.2%、使 6.2%)
- ・ 年間所得400ドル(約4.5万円)以上の自営業者 → 12.4%
- ※ 上記の要件に該当しない者(無業者・学生・主婦等)は適用対象外

● 年金給付を受ける者

- ・ 40四半期(10年相当)以上の加入期間を持つ66歳(*)以上の者
- * 2027年までに67歳に引上げ予定

● 老齢年金額の算定方法

基本年金 = $0.9A + 0.32B + 0.15C$ (月額)

A: 平均賃金月額の885ドル(約10.0万円)までの分

B: 平均賃金月額の885ドル(約10.0万円)超5,336ドル(約60.3万円)までの分

C: 平均賃金月額の5,336ドル(約60.3万円)超の分

※ 平均賃金月額は、賦課対象となった生涯所得(再評価後)のうち、最も高い35年間分を平均して月額にしたもの。

※ 基本年金への平均賃金月額の反映割合が変化する点(885ドル及び5,336ドル)は、年金の所得代替率が、平均賃金の者:約41%、低賃金の者:約55%、高賃金の者:約27%になるように毎年設定される。

* 被扶養配偶者(原則62歳以上)や18歳未満の子等には、被保険者本人の受給額の50%が支給される。

※ 本人と被扶養者の年金額の合計が過大にならないように、家族への給付には上限が設けられている。

● 年金財政の特徴

- ・ 75年間の財政見通しを作成(75年間の財政均衡の考え方を採っているが、財政見通しでは、2034年頃に積立金が枯渇することが示されている。)
- ・ 積立金の対給付費比率 2.99 (2017年)
- ・ 通常、国庫負担は行われぬ

所得比例年金ではあるが、低所得者層に手厚く、我が国の「基礎年金」の機能を併せ持つ仕組み

※換算レートは2017年12月中に適用された基準外国為替相場(1米ドル=113円)による。

<出所:『諸外国の年金制度の動向について』p27>

イギリスの年金制度(概要)

〔概念図〕

※数値は、特に記載がない場合2017年末時点。



● 制度体系

被用者・自営業者を通じた定額の一階建て(社会保険方式)

● 保険料納付義務

被用者 : 0% (週113ポンド(約1.7万円)～週157ポンド(約2.3万円)の部分)
 25.8% (労 12.0%・使 13.8%) (週157ポンド超～週866ポンド(約12.9万円)の部分)
 15.8% (労 2.0%・使 13.8%) (週866ポンド超の部分)

※保険料は、年金の他、雇用保険等の給付に充てるものとして徴収。

自営業者 : 週2.85ポンド(約420円)※定額 (所得が年6,025ポンド(約89.8万円)以上の者)
 9% (年8,164ポンド(約121.6万円)～年45,000ポンド(約670.5万円)の部分)
 2% (年45,000ポンド超の部分)

● 年金給付を受ける者

- ・ 10年以上の加入期間を持つ65歳以上の男性
- ・ 10年以上の加入期間を持つ64歳3ヶ月以上の女性

※ 男女ともに2046年までに68歳に引上げ予定

2016年からそれまでの二層型の制度から定額・一層型の制度へ移行

● 老齢年金額の算定方法

国家年金(単身) 週159.55ポンド(約2.4万円) (満額)

※ 満額受給に必要な保険料納付期間は35年。それに満たない場合は、期間に応じて減額される。

● 年金財政の特徴

- ・ 概ね65年間の財政見直しを作成
- ・ 積立金の対給付費比率 0.167 (2016年度)
- ・ 国庫負担は原則なし

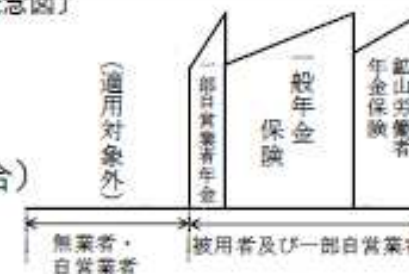
※換算レートは2017年12月中に適用された裁定外国為替相場(1ポンド=149円)による。

<出所:『諸外国の年金制度の動向について』p28>

ドイツの年金制度(概要)

※数値は、特に記載がない場合2017年末時点。

〔概念図〕



● 制度体系

社会保険方式の所得比例年金制度が職種ごとに分立。(以下は一般年金保険の場合)

● 保険料納付義務

- ・ 被用者(サラリーマン・パート労働者等) → 18.7%(労 9.35%、使 9.35%)
 - ・ 芸術家、ジャーナリスト等の特定の職業に従事する自営業者 → 18.7%
- ※ 無業者(学生・主婦等)・特定の職業以外の自営業者は適用対象外だが、任意加入は可能。

● 年金給付を受ける者

- ・ 5年以上の加入期間を持つ65歳6ヶ月以上の者
- ※ 2029年までに67歳に引上げ予定

もともと労働者年金でスタートし、今日でも特定の業種以外の自営業者には公的な年金制度がない

● 老齢年金額の算定方法

$$\left[\begin{array}{l} \text{個人報酬点数} \\ \text{個人の報酬を全被保険者の平均報酬に対する比として毎年算定し、} \\ \text{全被保険者期間分合算した点数} \\ \text{※平均報酬の場合、年間1点} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{年金種別係数} \\ \text{年金種類別に定められた係数} \\ \text{※老齢年金は1.0} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{年金現在価値} \\ \text{個人報酬点数} \\ \text{1点当たりの単価} \\ \text{旧西独地域 €31.03 (約4,100円)} \\ \text{旧東独地域 €29.69 (約3,900円)} \end{array} \right] \text{ (月額)}$$

● 年金財政の特徴

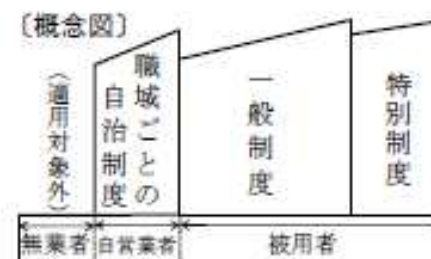
- ・ 15年間の財政見通しを作成
- ・ 積立金の対給付費比率 1.61月分(2017年) ※ ほぼ完全な賦課方式
- ・ 国庫負担は、育児期間中の評価など保険の考え方から外れる部分について行うことを原則としている(2016年時点で、給付費の約26.2%)。

※換算レートは2017年12月中に適用された裁定外国為替相場(1ユーロ=133円)による。

<出所:『諸外国の年金制度の動向について』p29>

フランスの年金制度(概要)

※数値は、特に記載がない場合2017年末時点。



● 制度体系

社会保険方式の所得比例年金制度が職域ごとに分立。(以下は一般制度の場合)

● 保険料納付義務

- ・ 商工業被用者等 → 17.75%(労 7.30%、使 10.45%)
 - ※ 労働者:6.90%(月3,269ユーロ(約43.5万円)を超えない部分) + 0.40%(賃金全体に対して)
 - 使用者:8.55%(月3,269ユーロ(約43.5万円)を超えない部分) + 1.90%(賃金全体に対して)

※ 自営業者は、職域ごとに自治制度に加入するが、保険料賦課ベースや保険料率が異なる。
 ※ 無業者(学生・主婦等)は、適用対象外だが、一般制度に任意加入可能。

● 年金給付を受ける者

- ・ 62歳以上の者

過去に若者の雇用確保のため、支給開始年齢を60歳に引き下げた影響から他国より支給開始年齢が早い

● 老齢年金額の算定方法

$$\text{平均賃金年額} \times \text{給付率} \times \text{拠出期間/満額拠出期間} \quad (\text{年額})$$

過去の拠出期間の中で最も賃金の高い25年間の平均賃金

被保険者の拠出期間と支給開始年齢に応じ、37.5～50%の範囲で決まる。

2035年(1973年生まれ)以降は43年(172四半期)必要

※ その他、育児加算や介護加算がある。

● 年金財政の特徴

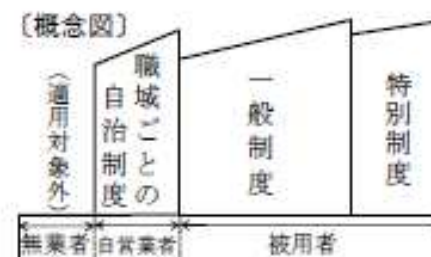
- ・ 概ね55年間の財政見直しを作成
- ・ 賦課方式を基本に運営されており、積立金はわずか。
- ・ 国庫負担は、歳入の約36.6%(2016年)

※換算レートは2017年12月中に適用された裁定外国為替相場(1ユーロ=133円)による。

<出所:『諸外国の年金制度の動向について』p30>

フランスの年金制度(概要)

※数値は、特に記載がない場合2017年末時点。



● 制度体系

社会保険方式の所得比例年金制度が職域ごとに分立。(以下は一般制度の場合)

● 保険料納付義務

- ・ 商工業被用者等 → 17.75%(労 7.30%、使 10.45%)
 - ※ 労働者:6.90%(月3,269ユーロ(約43.5万円)を超えない部分) + 0.40%(賃金全体に対して)
 - 使用者:8.55%(月3,269ユーロ(約43.5万円)を超えない部分) + 1.90%(賃金全体に対して)

※ 自営業者は、職域ごとに自治制度に加入するが、保険料賦課ベースや保険料率が異なる。
 ※ 無業者(学生・主婦等)は、適用対象外だが、一般制度に任意加入可能。

● 年金給付を受ける者

- ・ 62歳以上の者

過去に若者の雇用確保のため、支給開始年齢を60歳に引き下げた影響から他国より支給開始年齢が早い

● 老齢年金額の算定方法

$$\text{平均賃金年額} \times \text{給付率} \times \text{拠出期間/満額拠出期間} \quad (\text{年額})$$

過去の拠出期間の中で最も賃金の高い25年間の平均賃金

被保険者の拠出期間と支給開始年齢に応じ、37.5～50%の範囲で決まる。

2035年(1973年生まれ)以降は43年(172四半期)必要

※ その他、育児加算や介護加算がある。

● 年金財政の特徴

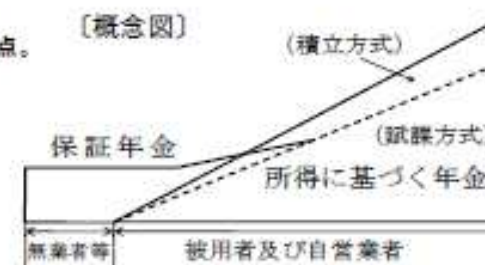
- ・ 概ね55年間の財政見直しを作成
- ・ 賦課方式を基本に運営されており、積立金はわずか。
- ・ 国庫負担は、歳入の約36.6%(2016年)

※換算レートは2017年12月中に適用された裁定外国為替相場(1ユーロ=133円)による。

<出所:『諸外国の年金制度の動向について』p30>

スウェーデンの年金制度(概要)

※数値は、特に記載がない場合2017年末時点。



● 制度体系

- 所得に基づく年金は「賦課方式部分」と「積立方式部分」に分かれる
- 低・無年金者に対しては税を財源とする保証年金を支給

● 保険料納付義務

- ・ 被用者(サラリーマン・パート労働者・公務員) → 17.21%(労 7%、使 10.21%)
- ・ 自営業者 → 17.21%

※ 老齢年金とは別に遺族/障害年金の保険料は、事業主及び自営業者のみ負担

● 年金給付を受ける者

- ・ 61歳以降で受給者が自ら選択
- ※ 保証年金は65歳以上の者

● 老齢年金額の算定方法

① 賦課方式部分 (概念上の拠出建て)

(個人納付保険料 + みなし運用益(*1)) / 除数(*2)

(*1) 名目所得上昇率を基本とし、受給開始前に死亡した被保険者が納付した保険料を同年齢の被保険者に分配し、管理費を差し引いたもの。

(*2) 退職時の平均余命を基本として、さらに、将来における実質所得の上昇を考慮したもの。
(早く受給した場合、除数が大きくなり毎年受け取れる年金水準は低くなる。)

② 積立方式部分 (通常の拠出建て)

(個人納付保険料総額 + 運用益(*))を保険数理的に計算したもの

(*) 実際の運用利回りに受給開始前に死亡した被保険者が納付した保険料からの分配を加え、管理費を差し引いたもの。

賦課方式部分は、概念上の個人口座の考え方を採用しており、支払った保険料と賃金上昇率に基づいて積み上げた年金権を、受給開始後の平均余命を考慮した係数で割って年金額が計算される



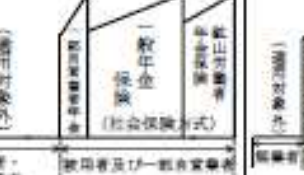
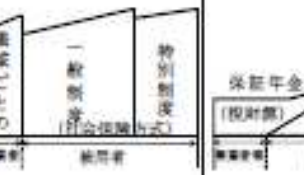


● 年金財政の特徴

- ・ 75年間の財政見直しを作成
- ・ 積立金の対給付費比率 4.4 (2016年)
- ・ 保証年金の給付額以外は、国庫負担なし

※換算レートは2017年12月中に適用された裁定外国為替相場(1クローネ=14円)による。

<出所:『諸外国の年金制度の動向について』p31>

<諸外国の年金制度一覧表>

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本
制度体系	1階建て 	1階建て 	1階建て 	1階建て 	1階建て 	2階建て 
適用条件	被用者及び自営業者 ・被用者は、収入の多寡にかかわらず、保険料賦課 ・自営業者は、年間所得400ドル(約45万円)以上であることが要件	被用者及び自営業者 ・被用者は、週113ポンド(約1.7万円)以上の収入があることが要件 ・自営業者は、年8025ポンド(約89.8万円)以上の所得が要件	被用者及び一部の職業に従事する自営業者(弁護士、医師等) ・被用者は、収入の多寡にかかわらず、保険料賦課 ・被用者の収入が月額€450(約6.0万円)以下の場合、通常より専業主負担分が増加	被用者及び自営業者 ・就業者は、収入の多寡にかかわらず、保険料賦課	被用者及び自営業者 ・就業者は、年18360クローネ(約265万円)以上の所得が要件	全居住者 ・20~40歳の者は、所得にかかわらず強制加入 ・1号被保険者は、所得により保険料免除可能 ・2号被保険者は、原則週30時間以上の労働者
受給に必要な期間	40四半期(10年相当)	10年	5年	なし	なし (保証年金については3年以上のEU諸国等での居住(1年はスウェーデン)が必要。40年居住で満額支給)	10年(2017.8~)
支給開始年齢	66歳 ※ 2027年までに67歳に引上げ予定。	男性 65歳 女性 64歳3か月 ※ 女性は2018年中に65歳に引上げ予定。男女ともに2040年までに68歳に引上げ予定。	65歳6か月 ※ 2029年までに67歳に引上げ予定。	62歳	61歳以降本人が選択(ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)	国民年金 : 65歳 厚生年金保険 : 男性62歳 女性60歳 ※ 男性は2025年までに、女性は2030年までに65歳に引上げ予定。
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式一部、積立方式	賦課方式
年金財政の特徴	・75年間の財政見直し ・積立金の対給付費比率 299 (2017年) ・通常、国庫負担なし	・概ね65年間の財政見直し ・積立金の対給付費比率 0.167 (2016年度) ・国庫負担は原則なし	・15年間の財政見直し ・積立金の対給付費比率 181月分(2017年) ・国庫負担なし、2016年時点で給付費の約26.2%	・概ね55年間の財政見直し ・賦課方式を基本に運営されており、積立金はわずか ・国庫負担は、歳入の約36.6% (2016年)	・75年間の財政見直し ・積立金の対給付費比率 44 (2016年) ・保証年金の給付額以外は、国庫負担なし	・概ね100年間の財政見直し ・積立金の対給付費比率 43(厚生年金、2016年度) ・国庫負担は、基礎年金の1/2
高齢化率(2015)	14.8%	17.8%	21.2%	19.1%	19.9%	26.6%
平均寿命(※1)	男性 77.3歳 女性 81.9歳	男性 80.0歳 女性 83.5歳	男性 79.0歳 女性 83.6歳	男性 79.9歳 女性 85.7歳	男性 81.0歳 女性 84.4歳	男性 80.7歳 女性 87.2歳
出生率(2015)	1.84	1.80	1.50	1.92	1.85	1.45

※1 OECD「Pensions at a Glance 2017」より、2015~2020年に出生する者にかかる推計値

※2 数値は、特に記載がない場合2017年末時点。

※3 換算レートは2017年12月中旬に適用される基準外国為替相場及び設定外国為替相場(1米ドル=113円、1ポンド=146円、1ユーロ=133円、1クローネ=14円)による。

<出所:『諸外国の年金制度の動向について』p32>

Ⅲ 医療制度の国際比較

<OECD加盟国の保健医療支出の状況(2018年)>

国名	総医療費の対GDP比(%)		一人当たり医療費(ドル)		備考
	順位	順位			
アメリカ合衆国	16.9	1	10,586	1	
スイス	12.2	2	7,317	2	
ドイツ	11.2	3	5,986	4	
フランス	11.2	4	4,965	12	
スウェーデン	11.0	5	5,447	5	
日本	10.9	6	4,766	15	
カナダ	10.7	7	4,974	11	
デンマーク	10.5	8	5,299	7	
ベルギー	10.4	9	4,944	13	
オーストリア	10.3	10	5,395	6	
ノルウェー	10.2	11	6,187	3	
オランダ	9.9	12	5,288	8	
イギリス	9.8	13	4,070	18	
ニュージーランド	9.3	14	3,923	19	
オーストラリア	9.3	15	5,005	10	
ポルトガル	9.1	16	2,861	24	
フィンランド	9.1	17	4,236	17	
チリ	8.9	18	2,182	31	

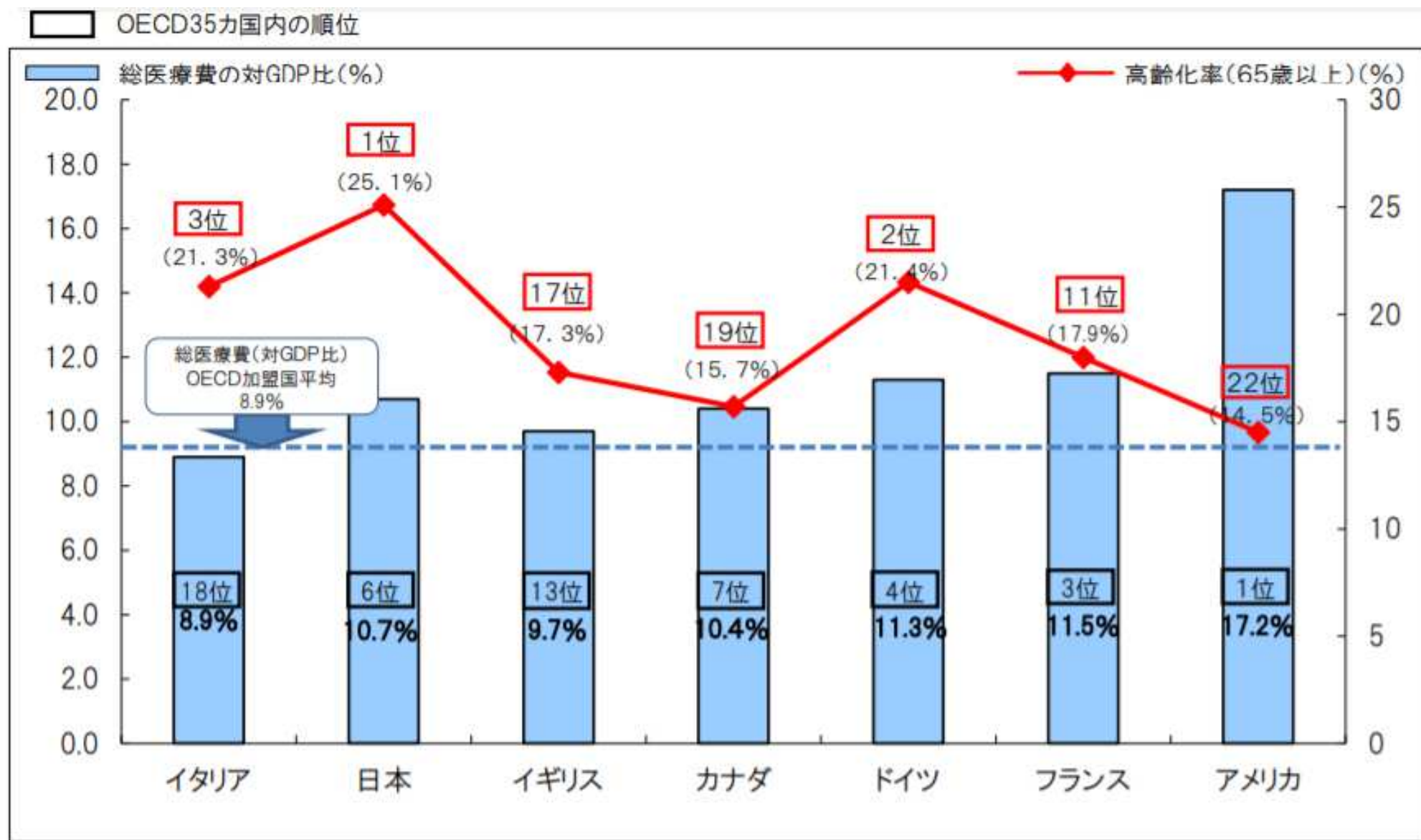
国名	総医療費の対GDP比(%)		一人当たり医療費(ドル)		備考
	順位	順位			
スペイン	8.9	19	3,323	21	
イタリア	8.8	20	3,428	20	
アイスランド	8.3	21	4,349	16	
韓国	8.1	22	3,192	22	
スロベニア	7.9	23	2,859	25	
ギリシャ	7.8	24	2,238	29	
イスラエル	7.5	25	2,780	26	
チェコ	7.5	26	3,033	23	
アイルランド	7.0	27	4,869	14	
リトアニア	6.8	28	2,416	27	
スロバキア	6.7	29	2,290	28	
ハンガリー	6.6	30	2,047	33	
エストニア	6.4	31	2,231	30	
ポーランド	6.3	32	2,056	32	
ラトヴィア	5.9	33	1,749	34	
メキシコ	5.5	34	1,138	36	
ルクセンブルク	5.4	35	5,070	9	
トルコ	4.2	36	1,227	35	
OECD平均	8.8		3,992		

【出典】「OECD HEALTH Statistics 2019」

(注1) 上記各項目の順位は、OECD加盟国間におけるもの

<出所:『医療保障制度に関する国際関係資料について』p2>

<G7諸国における総医療費(対GDP比)と高齢化率の状況>



<出所:『医療保障制度に関する国際関係資料について』p2>

<医療分野についての国際比較(2017年)>

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本
人口千人当たり 総病床数	2.8 ^{※3}	2.5	8.0	6.0	2.2	13.1
人口千人当たり 急性期医療病床数	2.4 ^{※3}	2.1	6.0	3.1	2.0	7.8
人口千人当たり臨床医師数	2.6	2.8	4.3	3.2	4.1 ^{※3}	2.4 ^{※3}
病床百床当たり臨床医師数	93.5 ^{※3}	110.8	53.1	52.8	176.0 ^{※3}	18.5 ^{※3}
人口千人当たり 臨床看護職員数	11.7 [#]	7.8	12.9	10.5 [#]	10.9 ^{※3}	11.3 ^{※3}
病床百床当たり 臨床看護職員数	419.9 ^{※3#}	308.5	161.6	175.3 [#]	466.1 ^{※3}	86.5 ^{※3}
平均在院日数	6.1 ^{※3}	6.9	8.9	9.9 ^{※3}	5.7	28.2
平均在院日数(急性期)	5.5 ^{※3}	5.9	7.5	5.6 ^{※3}	5.5	16.2
人口一人当たり 外来診察回数	4.0 ^{※2}	5.0 ^{※1}	9.9	6.1 ^{※3}	2.8	12.6 ^{※3}
女性医師割合(%)	36.1	47.6	46.6	44.5	48.0 ^{※3}	21.0 ^{※3}
一人当たり医療費(米ドル)	10,207	3,943	5,848	4,931	5,264	4,630
総医療費の対GDP比(%)	17.1	9.6	11.2	11.3	11.0	10.9
OECD加盟諸国間での順位	1	13	4	3	5	6

平均寿命(男)(歳)	76.1	79.5	78.7	79.6	80.8	81.1
平均寿命(女)(歳)	81.1	83.1	83.4	85.6	84.1	87.3

<出所:『医療保障制度に関する国際関係資料について』p2>

＜主要国の医療保障制度の給付内容及び自己負担の概要＞

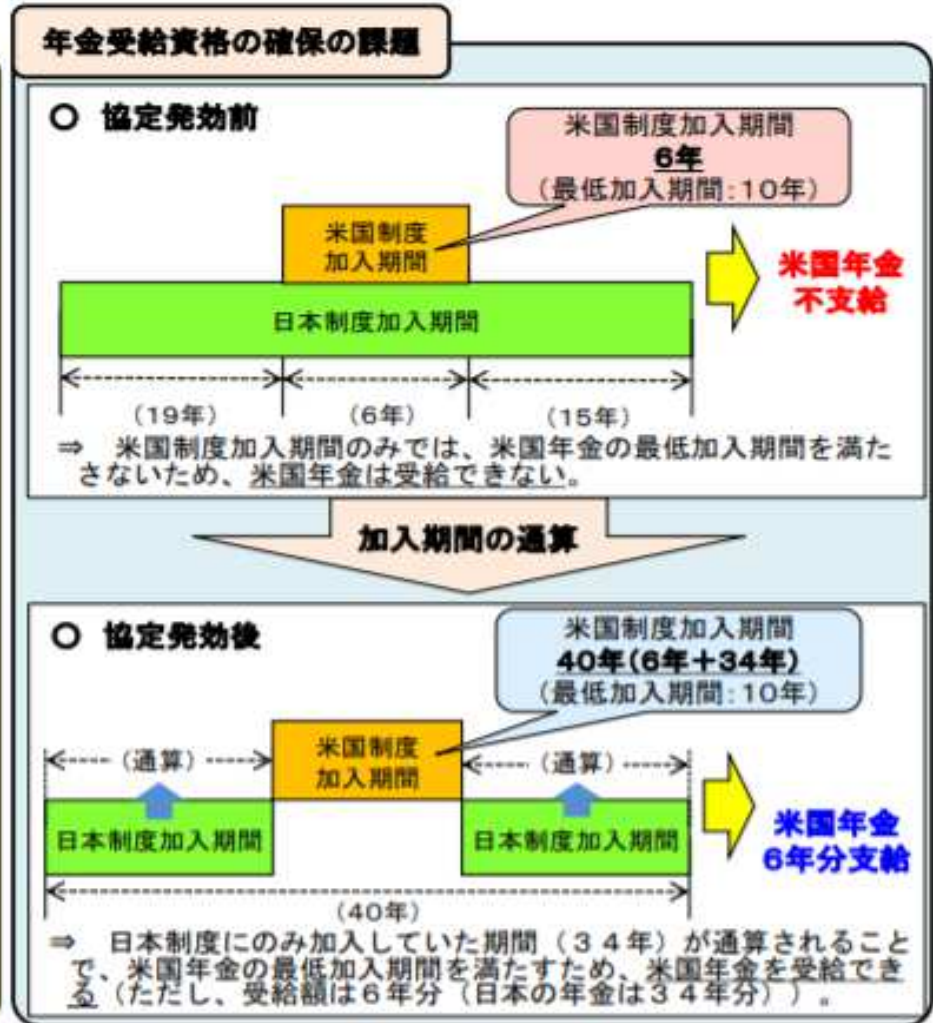
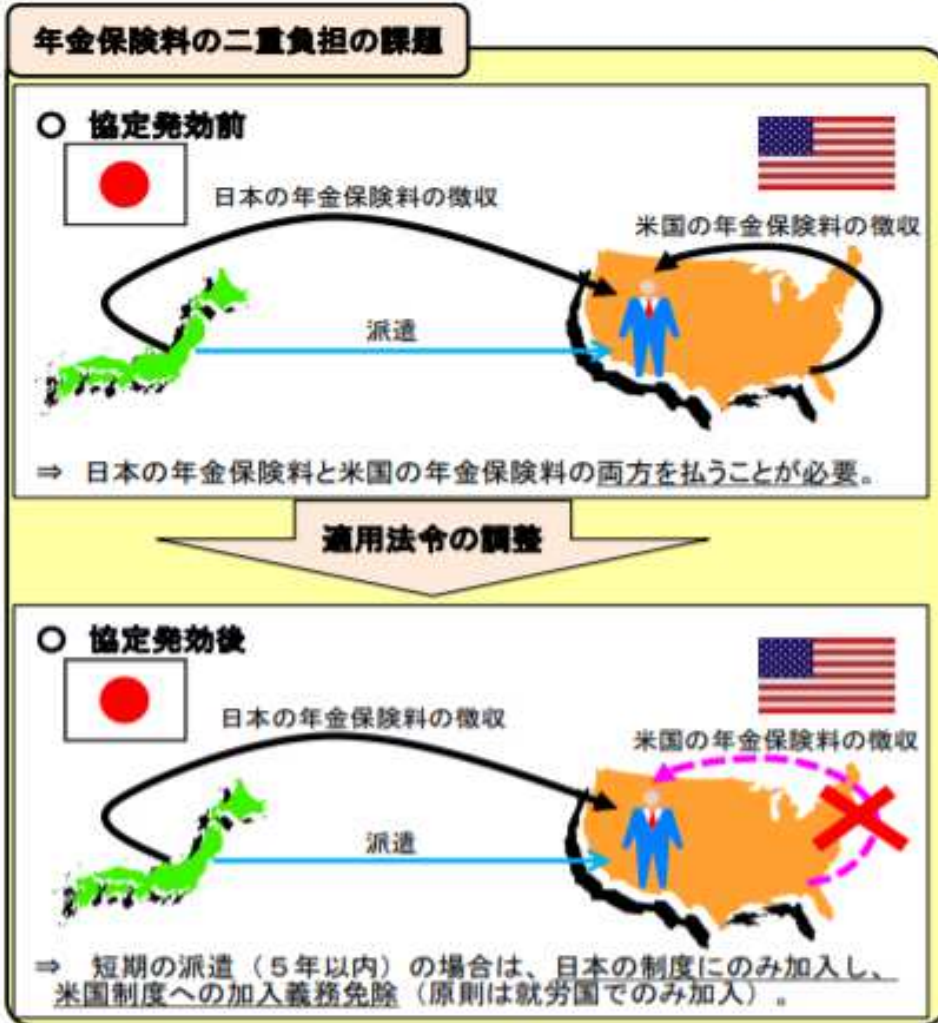
	日本	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ
制度類型	<p>社会保険方式</p> <p>※国民皆保険 ※職域保険及び地域保険</p>	<p>社会保険方式</p> <p>※国民の約87%が加入。 ※被用者は職域もしくは地域ごとに公的医療保険に加入。一定所得以上の被用者、自営業者、公務員等は強制適用ではない。 ※強制適用の対象でない者に対しては民間医療保険への加入が義務付けられており、事実上の国民皆保険。</p>	<p>社会保険方式</p> <p>※国民皆保険 ※職域ごとに被用者制度、非被用者制度(自営業者)等に参加。</p>	<p>税方式による国営の国民保健サービス(NHS)</p> <p>※全居住者を対象</p>	<p>メディケア・メディケイド</p> <p>※メディケア:65歳以上の高齢者及び障害者等を対象 メディケイド:一定の条件を満たす低所得者を対象 ※2014年から医療保険の加入が原則義務化。現役世代は民間保険が中心(67.2%)で、無保険者は9.1%(2016年) ※2015年から企業に対し医療保険の提供をすることが原則義務化。</p>
給付内容	<p>外来診療、入院診療、調剤、歯科診療等の医療サービス</p>	<p>外来診療、入院診療、調剤、歯科診療等の医療サービスのほか、一定の検診等の予防給付、医療リハビリテーション</p>	<p>外来診療、入院診療、調剤、歯科診療等の医療サービス</p>	<p>予防医療、リハビリ、地域保健を含めた包括的な保健医療サービス</p>	<p>入院医療、ナーシング・ホームサービス、ホスピスケア、在宅医療等の医療サービス</p>
自己負担	<p>自己負担:3割</p> <p>・義務教育就学前:2割</p> <p>・70歳～74歳:2割 現役並み所得者は3割 平成26年4月以降に新たに70歳になる者は2割 同年3月末までに既に70歳に達している者は1割</p> <p>・75歳以上:1割 現役並み所得者は3割</p> <p>高額療養費制度: 年齢・所得に応じた自己負担限度額がある。</p>	<p>・外来:なし</p> <p>・入院:1日につき10ユーロ(年28日を限度)</p> <p>・薬剤:10%定率負担(上限10ユーロ、下限5ユーロ)</p> <p>負担上限額: ・一般患者:年間所得の2% ・慢性疾患患者:年間所得の1%(予防検診受診又は疾病管理プログラム参加が要件)</p>	<p>・外来:30% ・入院:20% ・薬剤:35%</p> <p>※抗がん剤等の代替薬のない高額な医薬品0%、抗生物質など著しい効果の認められる薬剤35%、胃薬等70%、有用性の低い薬剤85%、ビタミン剤や強壮剤100%</p> <p>※償還制であり、一旦窓口で全額を支払う必要あり(入院等の場合は現物給付)。</p> <p>※公的医療保険による自己負担分を補填するため、共済組合等による補足的医療保険(基本的に被保険者の収入に応じて保険料が設定され、低所得者は税財源により無償で加入できる等、公的な側面を有する仕組み)が普及している。</p>	<p>原則自己負担なし</p> <p>※外来処方箋については1処方当たり定額負担(8.40ポンド(2016))。歯科治療については3種類の定額負担あり。 なお、高齢者、低所得者、妊婦等については免除があり、薬剤については免除者が多い。</p>	<p>＜メディケア＞</p> <p>・入院(パートA)(強制加入) ～60日: \$1,288までは自己負担 61日～90日: \$322/日 91日～: \$644/日 ※生涯に60日だけ、それを越えた場合は全額自己負担</p> <p>・外来(パートB)(任意加入) 年間 \$166+医療費の20%</p> <p>・薬剤(パートD)(任意加入) \$360まで:全額自己負担 \$360～\$3,310:25%負担 \$3,310～\$4,850: 45%負担(ブランド薬)/ 58%負担(ジェネリック) \$4,850～:5%負担又は\$2.95(ジェネリック)/\$7.40(ブランド薬)(2016)</p>

＜出所:『社会保障制度等の国際比較について』p2＞

IV 社会保障協定

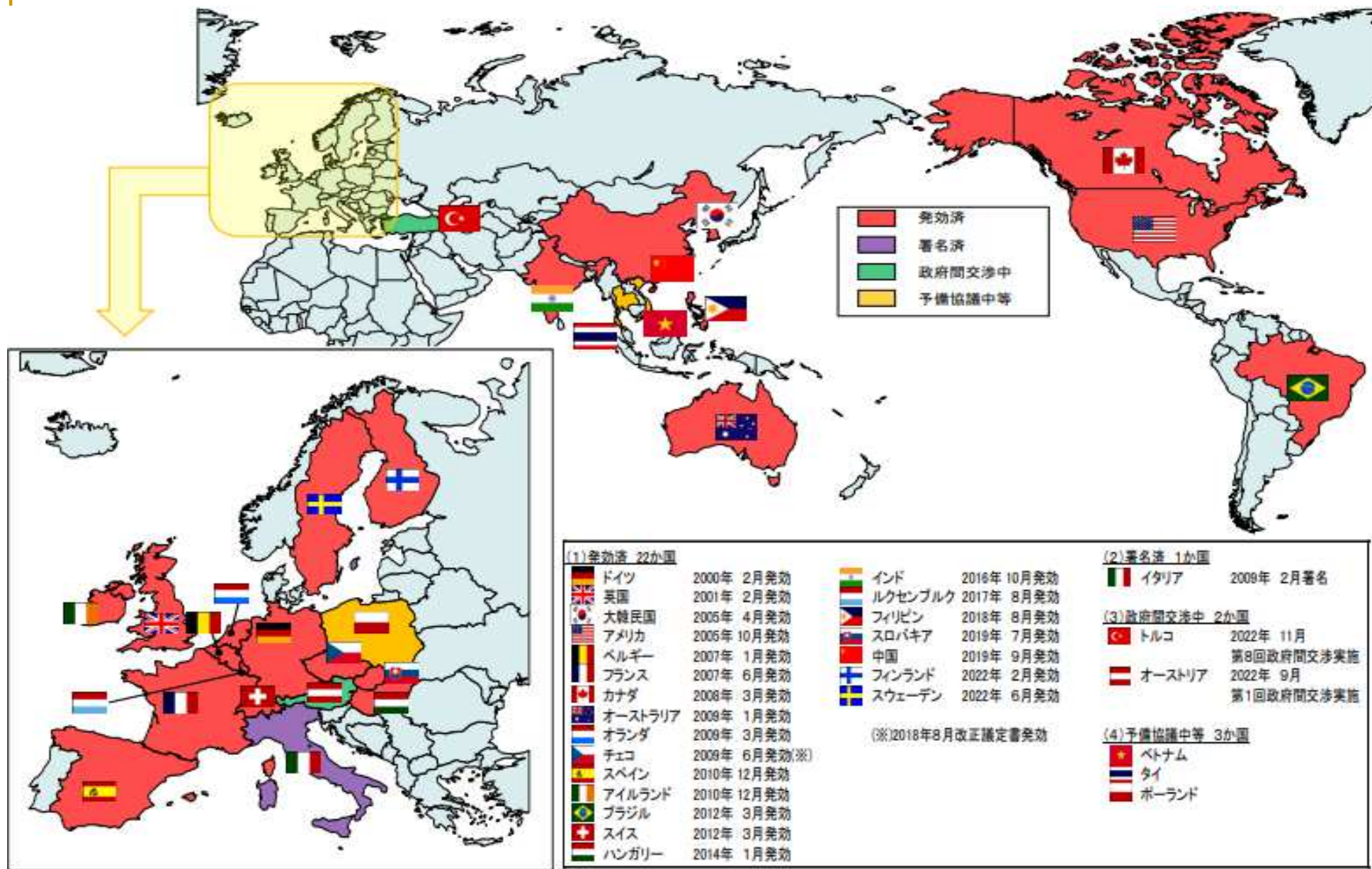
< 社会保障協定の概要 >

○ 社会保障協定の目的・・・国際間の人的移動の活発化に伴う年金等に係る課題の解決
⇒ 年金については、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっている。



< 出所: 厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/shakaihoshou-gaiyou01.pdf> >

< 社会保障協定の締結状況 (2022年11月23日現在) >



< 出所: 厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/shakaihoshou-gaiyou02.pdf> >

< 参照資料 >

社会保障審議会年金部会

(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126721.html)

『諸外国の年金制度の動向について』(2018年7月30日資料1)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000339624.pdf>)

厚生労働省

『医療保障制度に関する国際関係資料について』

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000592506.pdf>)

医政局総務課/上手な医療のかかり方を広めるための懇談会

『社会保障制度等の国際比較について』(2018年11月12日参考資料3)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000394936.pdf>)

海外で働かれている皆様へ(社会保障協定)

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>)